

知って  
おきたい

# 暮らしとお金のいろは

第10回

**Q** 昨年、知人が他界しました。先日、ご遺族に会った際、相続が円滑に進んだのは、遺言書と保険があつたからだと聞きました。遺言書は、自分でも作ることができるのでしょうか？

(60代 女性)

**A** 遺言書は、一定の書式を満たせば自身で作成することができます。また、「資産に名前を付ける」という観点でいえば、保険も同様に残したい人に残せます。

人が亡くなると、すべての人に「相続」が発生します。相続税は、平成27年1月1日から増税が決定していて、課税対象者が現在の4%から6%に上昇するとも言われています。

近年、相続税の課税対象にならない人たちが相続で争うケースが増えています。この「争族」の多くは、「故人の遺志」を明確にするものがないうことが原因で起ります。残された遺族が、それぞれの立場を主張して故人の資産を取り合うからです。遺言書があれば、相続を円滑に進めることができます。

遺言書には次の3種類があります。

- ①自筆証書遺言…直筆の氏名、日付、押印をして自分で保管
  - ②公正証書遺言…公証役場で本人口述を公証人が書く
  - ③秘密証書遺言…ワープロ・代筆可で本人作成。公証役場で証明
- 遺言書や保険を活用し、資産に名前を付けることで争族を回避し、想いを大切な家族に届ける「想族」にすることもできます。遺言書の方式、書式などをしっかりと把握し、間違いがないようにするために、まずは身近な専門家に相談することをお勧めします。

## 遺言の特徴と要件

### 自筆証書遺言

- ①直筆で遺言書を書き、氏名・日付・押印(認印可)をし、自分で保管
- ②ワープロ・PC作成は不可

### 公正証書遺言

- ①証人2人必要。公証役場で本人口述
- ②公証人が書く
- ③原本は原則20年間公証役場で保管
- ④印鑑証明・身元確認の資料が必要

### 秘密証書遺言

- ①証人2人必要
- ②本人が作成し封印、公証役場で証明
- ③ワープロ・PC作成、代筆可

### 遺言でできること

- ①遺贈・寄付など財産処分に関するこ
- ②子供の認知など身分に関するこ
- ③遺産分割の方法など相続に関するこ
- ④遺言執行者の指定など遺言執行に関

2014年4月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所属の税務事務所へご確認ください。

協力 募集代理店(有)アミリーライフ クラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所有(アミリーライフクラモチ所属) AFP・住宅ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)アミリーライフ クラモチ 土浦市永国997の1番地 0120-123065

